

柿生文化

柿生郷土史料館 情報・研究誌
 住所:川崎市麻生区上麻生 6-40-1
 柿生中学校内
 電話:070-1503-6401,044-988-0004
<http://web-asao.jp/hp2/k-kyoudo>
 第126号

草創期の 柿生中学校 - 2

校舎は何処に？

小林 基男 (柿生郷土史料館専門委員)

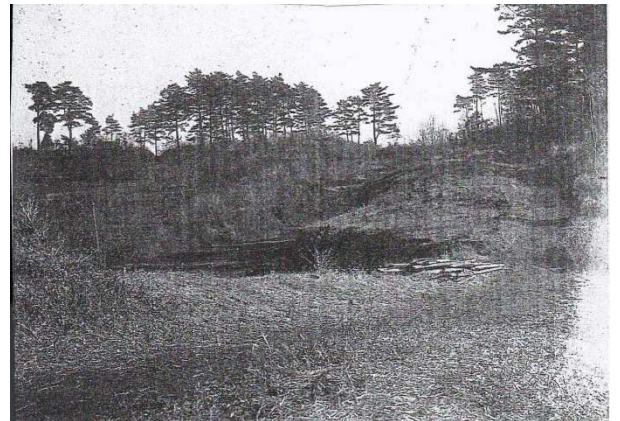
GHQの強い指導の下、6年制の小学校の卒業生が全員入学する事となった新制中学校が、1947(昭和22)年開校と決まったのは、1946(昭和21)年8月のことでした。それから間もなく、実際の開校は、4月ではなく5月で良いことになったのですが、開校までの日限は僅かに8ヶ月しかなかったのです。それからが大変です。校長も含めて先生方も決まっていな上に、現在のような教育委員会制度もまだありません。上は文部省から下は川崎市の教育担当部局まで、何処も旧来の国家主義に基づく教育を完全に排除して、個人の尊重に基づく民主的教育の徹底を求めるGHQの要求受け入れに忙殺され、学校建築については、度重なる空襲で焼失してしまった小学校などの仮校舎の建設に優先的に取り組むのが精いっぱいだったのです。当時純農村地帯だった多摩・麻生地域では、焼失した学校はなかったのですが、工業都市川崎は、横浜市や軍港を持つ横須賀市と並んで、空襲の被害は大きく、小学校の大部分が焼失していたのです。

そんなわけですから、ひどい話なのですが、校地を何処にするか、校舎はどうするのかといった大問題は、全て地元で丸投げされたのです。その上部落会や町内会といった、かつての農村共同体を引き継いだ住民の自治組織も、末端で軍国主義を支えた機関として、GHQによって解散させられていたのです。ですから、全てが手探りでした。なにしろ70年前の話です。当時1期生や2期生として、新設の柿生中学校に生徒として在籍した方々でも、既に80代の前半になられています。当然、新設の柿生中学校の校舎建設の先頭に立って、汗を流された皆様は、皆鬼籍に入られています。ここでは、そうした皆様が、かつて断片的にお話しになられた事を繋ぎ合わせながら、当時の様子を記すことにします。

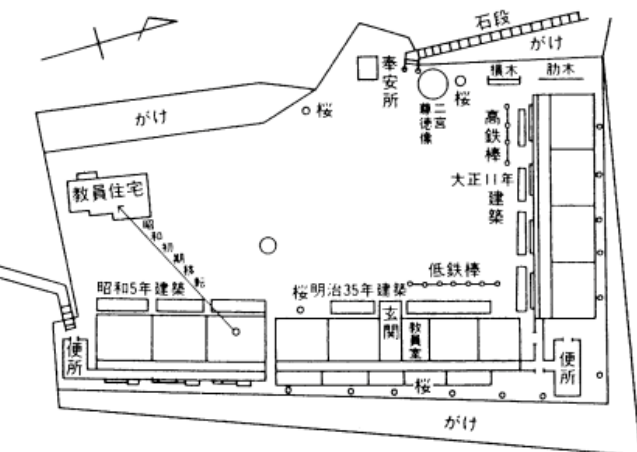
校舎建設委員長の大役をお引き受けになられたのは、鈴木太郎氏でした。「当時の貧しい柿生周辺の村々には、自分たちで資金を工面して校舎を建てる財力などあるはずもなかった。」「だから、何とか先送りできないものかと考えていたところへ、隣の稲田では校地が決まった。生田には校舎があるなんて話が伝わってきて、これは何とかしなければ…」という空気になったのです。』『柿生中学校30周年記念誌』の座談会などで鈴木氏はこう語っています。

校地の候補として、片平の寺台や山口の日光台、竹の花などいくつもの候補地が挙げられたようです。しかし、当時並行して進められていた農地改革が問題となりました。柿生地区は耕作に適した農地の乏しい貧しい地域でした。それ故、小作農や自作規模に満たない耕地しか持たない貧農に、分配できる耕地をこれ以上減らすことは罷りならぬ。こうした判断で、農地を学校建築に転用することは、許可されない見通しとなってしまったのです。そこで初めて、柿生小学校の隣に、馬の背中のように連なっていた現在の校舎の位置(当時の柿生小学校の校舎は、現在のグラウンドの位置にありました)に決まったのです。

こうして校地は決まりました。しかし、校舎をどう建てるかです。まずは山を切り崩しての整地作業が必要です。昭和22年



小学校側からみた柿生中学校の校舎建設予定地
この山を人海戦術で整地した



昭和5年以降の柿生小学校校舎
右側建物の4教室に中学校が間借りした

当時建設機械などありません。その上、国も県も市も財政難で火の車です。行政による資金手当てを待っていたのでは、校舎はいつできるかわかりません。地元の子どものための教育環境は、地元で整えてやろうじゃないか。子どもたちにこそしっかり学んでもらって、将来の柿生と日本を背負ってもらおうじゃないか。そういう楽しみのために頑張ろうということに衆議一決して、地元の労働奉仕で校舎を建てる事になったのです。

教育のためなんだからと米軍のブルドーザーを借用出来ないかと、知恵を絞って交渉に出かけた勇氣溢れる人物も現れたのですが、当初はモッコに鍬、そしてシャベルの作業だったのです。初年度にはとても間に合いません。こうして柿生小学校に間借りして、スタートする事になったのです。小学校が第二校舎の4教室を中学校用に貸して下さったのです。(つづく)

シリーズ
「麻生の歴史を探る」 第96話

入会地騒動 ～村の山林～

小島 一也 (遺稿)

江戸時代田畑の検地は進みましたが、山野の帰属は曖昧で、新編武蔵風土記稿上麻生村の項に「地頭林一ヶ所字山口にあり、秣場(まぐさば=入会地)下麻生村と入会して東の方にあり」と記され、片平村の項には「御林三ヶ所、辰の方にあり、凡そ一町八反ばかりなり、秣場も西によりて小許(小面積)あり」と述べており、山林には領主が支配する地頭林(御林)と秣場があったことが示されていますが、農民が百姓林を持っていたかははっきりしません。一つの参考として、寛永9年(1632)の王禅寺村農民所持田畑反別表には「山」の記載はなく、それが83年後の正徳5年(1715)の同記録(市資料・いずれも志村家資料)には、山林の個人所有が面積ではなく「箇所」で表され、それは一部の富裕農民に偏っています。

多摩丘陵の中核であるこの麻生の地はその5～6割が山林原野ですが、古くは北条氏以来、田畑を年貢の対象とする検地は山林には及ばず、したがって村の石高、お縄打帳にも記載されていませんでした。と言ってこの山林原野が価値がないものではなく、農民には牛・馬の飼料、肥料、屋根ふきの茅場、そして建築資材生産(今でも谷戸には檜谷・杉山下などの地名が残っている)と、日常生活に欠かせない資源の地でありました。

江戸時代この山林原野の管理(所有)を大別すると領主と農民に分かれ、領主持ちの山林をお林、地頭林、お留山などと呼びました。農民持ちの山林は個人持ちはわずかで、多くは一定の山野(百姓林)を一定の集団(村)が共同で利用し、これを「入会地」と呼びます。その入会地は一ヶ村だけで利用するのを内野と呼び、近隣の村々で共同利用するのを「共同山」と言いましたが、そこには村という自治体の利害が絡んでの争いが起きてまいります。

寛永7年(1630)6月、王禅寺村と麻生村の間で秣場(草場)争いが起きています。それは麻生村農民が王禅寺村が育てた秣場に早朝押し入り、草茅を刈り取り逃げたとするもので、鎌17本を押収、奉行所に訴えます。これに対して麻生村側は、秣場の従来からの慣行と主張、王禅寺村側は北条氏直の「虎の印判状(御改め)」を取り上げて論争したといい(市資料・志村家文書)、結局は幕府の開設当初山林の帰趨は曖昧だったことを表したもので、決着は資料にありませんが、その後も王禅寺村・下麻生村・上麻生村3村共同利用入会地12町歩余ありましたので、村と村との話し合いはなされていたのでしょう。

村と村との共同の入会地は、この他、片平村と五力田村、能ヶ谷村、岡上村と奈良村など、どこの村にも入会地があったようで、利害関係が絡んで様々な騒動を起こしています。天和3年(1683)片平村と能ヶ谷村の間では入会地の開発(開墾)をめぐる、双方の農民間で鎌取口論が起き、領主が裁定に入り、近隣名主を証人として開墾を行わないことを約し、入会地1反につき5文の上納金を領主に納めた(町田市神蔵文書)と言われています。元禄14年(1701)岡上村と奈良村の争いは岡上村から草刈りに行った者が、奈良村の大勢の者に乱暴され、鎌・砥石・馬を取り上げられ立ち入り拒否を宣告された事件で、村と村との騒動になりました。その後、宝暦5年(1755)岡上村では62名の百姓が連名で入会地売買禁止を定めています(市史、梶家文書)ので、この頃入会地が売買されるようになっていたのか、岡上村と奈良村の争いを見ると山林の持つ価値が高まってきたことを表しています。

この時代、農民の年貢は村高と言って村が納めますので、山林の経営価値によって争いが起きるのは当然で、谷戸田の開発や黒川炭など農業生産力が高まってくると、山林資源は見直され、領主は山林に年貢を課したり、お留山(材木林)を設けたりします。片平村では享保の頃(1720年代前後)、旧領主前場氏のお林(3ヶ所、1町9反)が農民利用となりますが、宝暦10年(1760)、幕府の炭会所の管理となり、慶応3年(1867)片平村は幕府に「雑櫛木薪4100束」を納めており(市史、安藤文書)、年貢とは異なる農民への賦課は雑木にまで及んでいました。

(端裏書)
寛永七年十一月 王禅寺・麻生村
草刈り場出入につき王禅寺村口
上書

「候口上書」
乍恐申上候

一 麻生村之百姓衆王禅寺山へ入籠、
草かやぞかり取被申候、先方より虎
之御印判にて、山之さかため相定申候、
当御代も、山御改御奉行王禅寺村
へ御越被成候て、御用木之松之木
改、百姓共に御預け被成候て、一札を
御取被成候山を、唯今麻生の百姓
衆、入会草かり場と被申候儀、めいわ
く仕候間、乍恐御そしやう申上候

王禅寺村

寛永七年午ノ
霜月五日

惣左衛門
織部

次郎左衛門
善右衛門
八右衛門
市右衛門
惣百姓

御奉行所
(志村家所蔵)

注)そしやう=訴訟

参考資料:「ふるさとを語る(柿生郷土史刊行会)」「町田市史」「川崎市史」「新編武蔵風土記稿」

シリーズ
教育の歩み 第1部

学校の誕生と成長(14)

小林 基男(柿生郷土史料館専門委員)

◆18世紀フランスの場合◆

もう一つ言えることがあります。それは当たり前のことなのですが、学校の分布が稠密な地域ほど、識字率が高くなっていることです。当時は、慈善学校以外の学校は、どこも授業料の負担が生じる有料の学校だったのですが、当然独立採算ではなく、地元の教会や篤志家の寄付に依存して運営されていたのです。そのため、教区全体の教育熱が高いか低いかによって、学校の稠密度には、大きな開きがあったのです。

国王の王令は、「全ての教区で男性教師と女性教師を雇うように…」、「子どもは14歳まで学校に通わせるように…」というものでした。当時、村や町に学校が出来るということは、われわれが想像するような、学校という建物が出来るということではなく、村や町が先生を雇ったということだったのです。授業の場は、教会の回廊だったり、農家の納屋であったり、庭であったりしたのです。

そして先生はというと、主任司祭を通じて教会の管理下に置かれていました。先生の俸給は、男性教員で年棒150リーヴル、女性教員で100リーヴルと定められていました。当時の平職人の日給が1日11リーヴル、年間で300リーヴル前後でしたから、これはとんでもない薄給でした。ですから先生は、教会で司祭の助手を務め、ミサや葬儀、結婚式などの手伝い、さらには文書管理などの仕事をこなすことで、生活費の不足分を補っていたのです。それ故、教師の社会的地位は低く、当然ながら司祭の命令に従うしかなく、教会の助手のように扱われていました。

村や町が先生に払う給与の財源は、村などのローカル税、教会税(一般的には教会10分の1税と呼ばれます)、親の払う授業料、寄付や基金などの組み合わせでした。また教育は男女別学が原則で、男性教師が男の子を、女性教師が女の子を教える決まりになっていたのですが、財政的に苦しい地域などは、2人の教師は雇えないとして、1人の教師による男女共学での学習も黙認されていました。

ところで、村や町の学校は、何を教えていたのでしょうか。先生に任された教育の内容は、読み書き計算と「公共要理」というカトリックの教義を噛み砕いて教えるものでした。子どもたちは7歳頃から先生の下へ通いはじめ、読み方、書き方、計算の順に、順次習って行きます。同時並行で学ぶのではなく、まずは読み方を習って文字を覚え、文字をマスターしたと認められて、初めて書き方を習うのです。夫々の課程の習得に相当時間がかかりますから、家計に余裕がないと、全課程を修了するのは、難しいことだったのです。

それ故、読み方だけ学んで、学校をやめてしまうケースが最も多かったのです。有料ですから、極貧の家庭の子どもは、最初から学びに来ません。家庭が授業料を負担できない事と並んで、当時の農家などでは、7歳以上の子どもたちは、貴重な労働力でもあったのです。都市の手工業ギルドや商人ギルドなどで、子どもたちが徒弟として親方の下で住み込みで働くようになるのも、7歳ごろだったですね。



「公共要理」の授業 子どもたち、退屈そうな顔をしていますね。



田舎教師の授業風景 1人1人順番に文章を暗誦させています。

また、富裕層の子女も、村や町の学校には通いません。名望家の子どもたちは、家庭教師の薫陶を受けたり、都市の学院の初等科で学ぶことが出来たからです。教授法はどうだったのでしょうか。都市部では、第12回に記したラ・サール式教授法が取り入れられ、進度が同程度の子どもたちを集めて一緒に教える集団教授方式と、フランス語の読み方を最初に教える方式とが、広まっていました。しかし、農村では相変わらず個人教授方式で、しかもラテン語の読みから始めて、音節や単語に進み、その後フランス語の読みを学ぶという、ラテン語先学習主義が幅を利かせていたのです。なにしろ最初に学ぶのが、ラテン語での祈りの言葉だったのです。フランス語の読本としては、『子どもの礼儀作法書』が使われていました。そこには、テーブル・マナーや目上の人への挨拶の仕方まで書かれていたのです。この内容ですから、子どもたちの学び意欲が次第に萎んでいくのも、無理からぬことだったのです。都市部に比べ、農村部の識字率が低い理由は、この辺にもあったようです。

ところで、同じ程度の進度の子どもたちを集団で教育するスタイルは、学級制の元祖の誕生を思わせます。しかし、この時期の学級は、未だ同一年齢の子どもたちをまとめるという発想を持っておりません。異年齢集団を束ねていたのです。

(続く)

第76回カルチャーセミナー報告 「早野上ノ原遺跡の発掘調査について」

9月23日に、川崎市教育委員会文化財課の栗田一生氏を講師にお

招きして「上ノ原遺跡」の発掘調査の現状をお話しいただきました。

発掘は2007年から3回に渡って行われてきましたが、今年度、第4次の発掘が始まりました。今回はその中間報告を含めて全体像を改めて俯瞰するのが狙いでしたが、この9月の長雨の影響で発掘がほとんど進んでいないとのことで、過去3回のまとめの形になりました。

要点は①旧石器時代から江戸時代までの遺構・遺物が確認できる複合遺跡であることが判明②縄文時代、古墳時代、中世、近世の墓と考えられる遺構が検出③川崎市内最古級(約3万年前)の遺物が発見④縄文時代の環状集落が発見⑤川崎市内でも最奥部に位置する弥生時代の集落跡が発見⑥早野上ノ原古墳が発見⑦奈良時代の住居から瓦が出土⑧平安時代の集落や道？が確認⑨中世から近世の土地利用が推測、と、非常に興味深い内容でした。少なくとも旧石器時代から近世まで連続と続いてきた遺跡が浮かび上がってきているわけですが、当時は極めて山深いところだったと思われ、他の遺跡との関連性を含めどのような生活を送っていたのか、さらに先のお話を伺いたいところです。

第4次発掘調査の見学会が下記で予定されていますので、参加されてはいかがでしょうか。



早野上ノ原遺跡第4次調査現地見学会(市教育委員会主催) ※申込み不要
【11月4日(日)】第1回 13時30分～14時30分 第2回 15時00分～16時00分

柿生郷土史料館催物案内 【入場無料】

◎開館日:奇数月は毎日曜日、偶数月は毎土曜日 (原則として月4回)

11月 4・18・25日(毎日曜日)

12月 1・8・15日(毎土曜日)

◎開館時間:午前10時～午後3時 (11月11日、12月22・29日は休館です)

第77回 カルチャーセミナー

安政の大地震と関東大震災 ～ 次なる首都圏大震災は？ ～

避けることができない震災ですが、事前の準備で受ける打撃を小さくすることは重要かつ可能です。防災講演活動を通して減災の重要性を説く講師に、過去の首都圏大震災を通じて、今後起こりうる首都圏大震災についてお話しいたします。

講師：吉村 秀實氏 (元NHK解説委員)

日時：11月25日(日) 午後1時30分～3時30分

会場：柿生郷土史料館特別展示室

第15回 特別企画展

新聞記事に見る大正から昭和へ

平成天皇の譲位を来年に控えた今、大正天皇の崩御による昭和天皇の即位を当時の新聞はどのように報じたか。そこでは、国民の受け止め方や諸外国の反応は、どのように捕えられていたのか、当時の新聞記事や写真を展示します。記事に目を通しながら、皆様お1人お1人、ご自由にお考えいただけたらと、考えております。

期間 9月2日(日)～12月22日(土) 会場 柿生郷土史料館特別展示室

柿生郷土史料館友の会へのお誘い

柿生郷土史料館では友の会への入会を常時受け付けております。手作り史料館に参画しませんか。

会員には「柿生文化」の送付や各種イベントへの優先受付などの特典を用意しております。この機会にぜひ入会をご検討ください。詳細は直接当館にお問い合わせいただくか、ホームページ <http://web-asao.jp/hp2/k-kyoudo> をご覧ください。